

令和8年度屋久島町保健事業事務補助員（会計年度任用職員、特例適用職種）
募集要項

1 任用根拠及び募集人員並びに応募資格

（1）任用根拠：パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）

（2）募集人員：

若干名（登録制）

（3）応募資格

①当町に住所を有する者又は任用前日までに転入予定者であること

②普通自動車の運転免許を保有し自動車の運転ができる者

③次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア. 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ. 屋久島町の職員として懲戒処分の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

ウ. 反社会的勢力（暴力団等）の構成員である者又は反社会的勢力と密接な関係がある者

2 選考の方法及び内容

（1）選考は書類審査にて実施します。

（2）選考結果

合格の場合には、健康長寿課保健事業事務補助員として登録されますので、登録完了後文書で通知します。

3 選考合格から任用まで

最終合格者は、保健事業事務補助員として登録されます。登録後、依頼したい業務が生じた際に本人に連絡をとり、任用となります。（依頼業務が生じた際に登録者の中から必要人数・日数分の依頼を行いますので、必ずしも任用になるとは限りません。）

4 業務内容及び勤務場所等

（1）業務内容及び勤務場所

①業務内容

ア. 健康長寿課事務補助業務全般

通知事務補助・特定健診やがん検診での補助など

イ. その他、所属長が指示する事項

②勤務場所

本庁舎もしくは各出張所、保健センター、公民館等（業務内容による）

（2）任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間で、依頼したい業務が発生した際に必要日数を任用します。

年度を越えての更新はありませんが、任期ごとに選考を行ったうえで再度任用されることがあります。

(3) 身分等

屋久島町保健事業事務補助員（会計年度任用職員、特例適用職種）として任用されます。

(4) 勤務日等

就業日時	原則、毎週月曜日から金曜日の間 1日の勤務時間は、休憩時間を除き 7 時間 45 分を超えない範囲 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
休憩時間	原則正午から午後 1 時まで。 事業の内容によっては、時間変更の場合があります。
備考	最終合格者は、保健事業事務補助員として登録されます。登録後、依頼したい業務が生じた際に本人に連絡をとり、任用となります。（依頼業務が生じた際に登録者の中から必要人数・日数分の依頼を行いますので、必ずしも任用になるとは限りません。）

(5) 給料・手当等

給料額は、屋久島町第 1 号会計年度任用職員の給与に関する条例に基づき決定します。

日額：7,960 円、時間額：1,030 円

※その他、費用弁償（自宅から勤務地までの距離に応じた往復分）が支給要件に応じて支給されます。

※人事院勧告に伴う給料表の改定により報酬額等が改定される場合があります。

(6) 労災等

公務災害補償の適用あり。

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等あった場合には懲戒処分の対象となります。

5 応募手続及び受付期間

屋久島町保健事業事務補助員応募申込書は、健康長寿課で交付を受けるか又は、屋久島町ホームページからダウンロードすることができます。

(1) 提出書類

屋久島町保健事業事務補助員（会計年度任用職員、特例適用職種）申込書
※直筆で記入すること。

(2) 提出先

〒891-4207 屋久島町小瀬田 849 番地 20

屋久島町役場 健康長寿課 健康増進係

TEL 0997-43-5900 (内線 143)

※郵送で申し込みときは、封筒の表に「応募申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 応募申込みの受付期間及び受付時間

受付期間

令和8年2月10日（火）から開庁日は随時受け付けます。

受付時間

役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) その他

提出された書類は、合否結果にかかるわらず返却しませんので、ご了承ください。

6、応募、お問い合わせ先

屋久島町役場 健康長寿課 健康増進係 担当：飛高

〒891-4207 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

電話番号：0997-43-5900（内線143）